

18生文振企第619号

東京芸術文化評議会

東京都文化振興条例第17条の規定に基づき、下記の事項について
諮問する。

平成19年3月13日

東京都知事 石原 慎太郎

記

- 1 世界文化都市・東京を実現するための文化戦略
- 2 芸術文化活動に対する支援のあり方
- 3 都立文化施設のあり方
- 4 オリンピック文化プログラム

諮問の趣旨

芸術文化はそれ自体固有の価値を有するとともに、魅力的なまちづくりや産業、観光の振興にも大きく寄与し、都市を活性化する重要な力である。

東京は、パリ、ロンドン、ニューヨークなど、世界の大都市と比較しても遜色のない歴史と伝統を持ち、優れた文化施設も数多く存在している。また、芸術文化に関わるさまざまな人材や知恵が集積している。

この大きな潜在能力を活かし、東京ならではの芸術文化を創造・発信する環境を整備し、さらに高いレベルの成熟した文化都市を目指すことにより、世界の中で確固たる存在感を示していく必要がある。

そのため、以下の項目について諮問する。

諮問事項

1 世界文化都市・東京を実現するための文化戦略

東京を世界の文化の中心都市とするため、優れた文化事業や諸都市との国際文化交流を戦略的に展開する必要がある。

2 芸術文化活動に対する支援のあり方

東京における芸術文化活動の基盤を強固にするため、公共・民間の役割分担を明確にしつつ、時代の先駆けとなる芸術文化活動への支援や、都民が芸術文化に親しめる環境づくりを進める必要がある。

3 都立文化施設のあり方

東京の芸術文化の創造と発信の拠点とするため、都立文化施設の使命を明らかにするとともに、民間ノウハウの活用、まちづくりや観光施策との連携などにより、企画力やサービスの向上、機能の改善等を図っていく必要がある。

4 オリンピック文化プログラム

世界の強豪都市との熾烈な選考レースを勝ち抜くため、平成20年度にIOCへ提出する「文化プログラム」に、世界の人々を魅了するテーマ及び文化事業を盛り込む必要がある。